

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十四号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正

第一条 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「金額の欄ロ」の下に「、又及びカ」を加え、「及び同欄又に掲げる講習」を削る。

別表第六号の表第六号中「千八百円」を「千六百元」に改める。

別表第七号の表第六号の二中「第九十七条の二第一項第三号イ」の下に「若しくはロ」を加え、「以下この表」を「次号」に、「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同表第六号の三中「七百五十円」を「千五十円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の四 道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は第一百一条の四第三項の規定に基づく運転技能検査	運転技能検査手数料	三千五百五十円
---	-----------	---------

別表第七号の表第十四号ヲを次のように改める。

ヲ 同法第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

- (1) 同法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この号及び次号において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習
六千四百五十円

- (2) 普通自動車対応免許を受けている者（同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は同法第一百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習
二千九百円

別表第七号の表第十四号カ中「第八十条の二第一項第十四号」を「第八十条の二第一項第十五号」に改め、同号カを同号ヨとし、同号ワの次に次のように加える。

カ 同法第八十条の二第一項第十四号に掲げる講習

講習一時間につき

二千二百五十円

別表第七号の表第十五号中ロからチまでを削り、同号イ中「運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習規則」という。）第一条」を「講習規則第二条」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下この号において「講習規則」という。）第一条で定める基準に適合する講習

六千四百五十円（普通自動車対応免許以外のもののみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあつては、二千九百円）

別表第七号の表第十六号中「又は第八十条の三の二」を「第八十条の三の二又は第八十条の三の三」に改める。

埼玉県証紙条例の一部改正

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第三十八号の三の次に次の一号を加える。

三十八の四 運転技能検査手数料

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の項第四十六号中「金額の欄ロ」の下に「、又及びカ」を加え、「及び同欄又に掲げる講習」を削る。

附 則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、第一条中別表第六号の表第六号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。